

環境影響評価（アセスメント）を 行うために必要な事項について

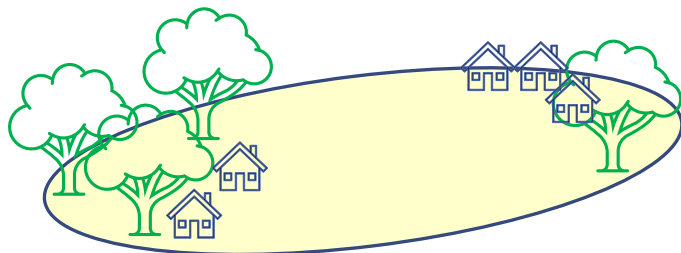
令和 4 年 6 月

施設整備計画と環境影響評価

環境影響評価とは：

大規模な開発事業などを行う際に、**事業者自ら**があらかじめ地域の環境の**現状を把握し**、対象事業が環境に与える影響を事前に**予測、評価**するとともに、**その結果を公表して地域住民、専門家、県知事、市町長等の意見を聴き**、必要に応じて**環境保全対策等**を検討するもの

現在の**大気や騒音、水質の状況**や**自然の状況**を把握



整備を**考えている施設**を想定して**影響を予測し、評価**する。



施設の計画が何もなければ**精度の高い予測**ができない。



施設の具体的な設計が定まった段階では**効果的な環境保全対策**が講じられない。

⇒環境影響評価を行う時期にどの程度の計画を立てるかが重要

岩手県環境影響評価条例の手続

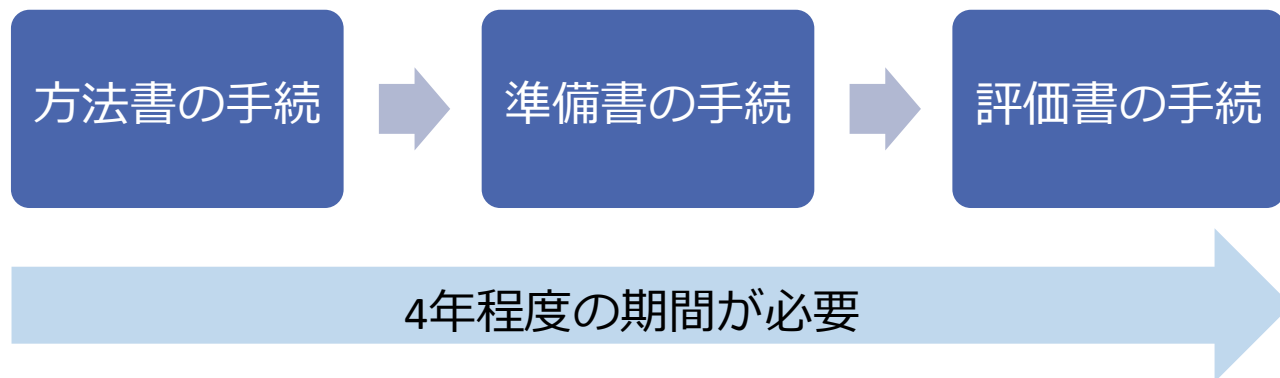
岩手県環境影響評価条例とは：

岩手県が、環境影響評価に関し、条例により**手続の流れ**や**対象事業の種類**等を定めたもの。

岩手県環境影響評価条例の対象事業は、道路、ごみ処理施設、鉱物の採掘事業、工場等の**17種類**が指定されている。

処理能力500t/日のごみ処理施設の場合、必ず環境影響評価の手続きを実施する必要がある。

主な流れ



方法書作成段階において 定めておきたい整備計画の内容例

- 1. 基本的事項
 - 施設の設置場所、敷地面積、施設の概要（規模、施設構成（処理棟と管理棟を別にするか、その他付帯設備）
- 2. プラント設備
 - 処理方式（炉数、処理量等）、公害防止基準及び設備（排ガス、排水、騒音、振動、臭気等）
- 3. 煙突高さ
- 4. 施設配置案
- 5. 整備スケジュール
- 6. 施設近傍の収集運搬ルート など

**これらの内容を優先的に検討することが
環境影響評価の円滑な実施に必要**